

日本安全保障貿易管理学会(2017.10.7)
第24回研究大会第2セッション

韓国の輸出管理政策/制度の動向

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
輸出管理アドバイザー
畑 良三

韓国における輸出管理事情は？

- 朝鮮半島に関する韓国の立ち位置は？
- 新旧政権の輸出管理の差は？
- 韓国の武器輸出の現状は？
- 韓国におけるWhite/Non-white国の扱いの違いは？
- 韓国は政府主導で管理を行っているが、民間はなかなか付いて行けないと聞く。
- KOSTIIは、国連では目立った報告をやりたがるが、実情はどうか？
- 北朝鮮に対する関係は統一省が担当していると聞く。
北朝鮮に対する輸出管理は？
政治的に利用され易い？
- 日本企業の韓国子会社に対する指導は？
- 韓国の輸出管理制度についての実務的な紹介をして欲しい。
- 韓国企業の輸出管理実態？
- 韓国からの輸出違反事例？

自負心溢れる韓国！

「2016貿易安保の日」

タイトル；

貿易安保、輸出成長のために皆で協力
【 Trade & Security, a strong
partnership for export growth 】

[2016 輸出管理成果報告]

国際平和のための韓国の努力

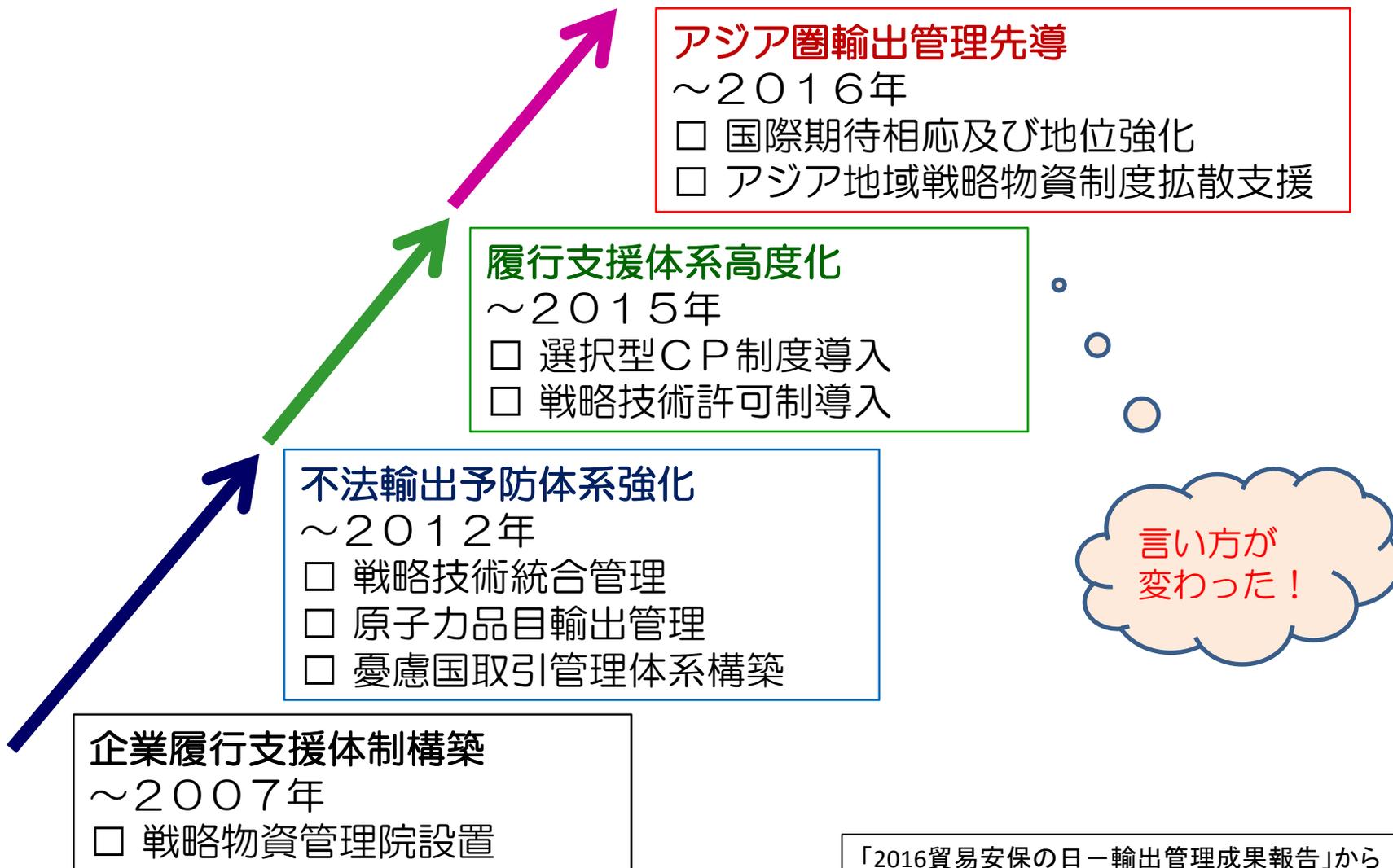
“国際社会は韓国に、輸出管理
先導国としての役割を期待”

「2016貿易安保の日－輸出管理成果報告」から



韓国の輸出管理政策と
輸出管理制度の動向

国際平和のための韓国の努力



韓国における主な輸出管理の動き

- 1987 対外貿易法に戦略物資輸出管理制度を導入
- 2001 4つの国際輸出管理レジームの全てに加入
- 2003 Catch-all規制制度を導入
- 2004 戦略物資と技術輸出入告示を統合
「戦略物資貿易情報センター(STIC)」設立
- 2005 戦略物資輸出入管理情報Sys.(YesTrade)構築
- 2007 専門機関「戦略物資管理院(KOSTI)」設立
(運営、Sys.構築)専門キャリア確保 → 管理能力構築/強化
- 2008 戦略物資分類体系をEU体系に改編
- 2009 YesTrade海外紹介、普及活動開始
- 2010 原子力P/S輸出拡大基盤造成事業
イラン交易・投資非禁止確認書照会Sys.
EU、米それぞれと輸出管理協力開始
- 2011 輸出管理イベント「貿易安保の日」開始〔従来、「戦略物資週間」；国内普及目的〕
- 2012 Home-Doctor(企業輸出管理支援)事業開始
- 2013 YesTradeの高度化；One-stopサービス開始
- 2014 制度大改正；戦略技術移転規制本格実施、CP等級制導入、原発プラウト技術許可新設
- 2016 アジア諸国と業務協約締結、仏などとの協力強化、UNSC1540Conference
CP企業による中小企業へのメンター(Mentor)事業開始
- 日、東芝機械事件
- 北朝鮮の開城工業団地着工
UN安保理決議1540採択
開城工業団地生産開始
米、再輸出監視強化を通告
- 韓、防衛産業設備不正輸出事件
- 日、技術移転規制、遵守基準
日韓、UAE原発受注競争
UN安保理決議イラン制裁採択
- 日、中小企業輸出管理支援事業

韓国における戦略物資輸出管理制度の意義

- | | |
|------------|--|
| ① 国家安全保障 | 国際平和を図る
安全と国家安全保障の維持 |
| ② 外交 | 企業の国際取引が国家紛争に飛び火の防止
国家の信頼度引き上げ |
| ③ 国内外企業の保護 | <u>企業の安全な輸出を支援</u>
輸出規制違反による貿易報復を遮断 |
| ④ 輸出入 | 戦略物資の取引に関する透明性の向上
<u>先端物資の輸出促進、技術導入環境整備</u> |



韓国の輸出管理を巡る環境

国際競争力強化のための輸出管理
政策/制度運用(環境を強く認識)

- 貿易立国；国内市場規模が小さい（人口50M人）、GDP 輸出依存度46%
- 4大財閥の売上がGDPの50%超、サムスンGr.の輸出全体の21%
- 武器輸出国
- 加工貿易国；周辺(部品/素材、製造装置)製造企業が無い → 外資系企業誘致
海外拠点拡大
- 技術導入が多い
- 原発など、大型海外プロジェクト事業の積極的拡大
- (日本企業が避ける西アジア、中近東など)ハイリスク事業に積極参加

2014制度改正“履行支援体系高度化”戦略

政府主導から民間主導(自律管理)へパラダイムシフト
両者Win-Win(規制の徹底/安全な取引、業務効率化/迅速化、実態把握.etc.)

政策課題一対応戦略：【技術移転規制の本格導入】

- (1) 法的根拠の整備 ⇒ 政府/民間の対応根拠明確化
- (2) 規制対象の明確化 ⇒ 民間の自家判定支援
非該当品目の判断と処理の迅速化
- (3) 管理制度の構築 ⇒ 自律遵守体制の整備・強化
業務支援Sys.の高度化
ビジネス支援/企業保護
メリハリを付けた大胆な
許可免除/見做し

法的根拠の整備/明確化

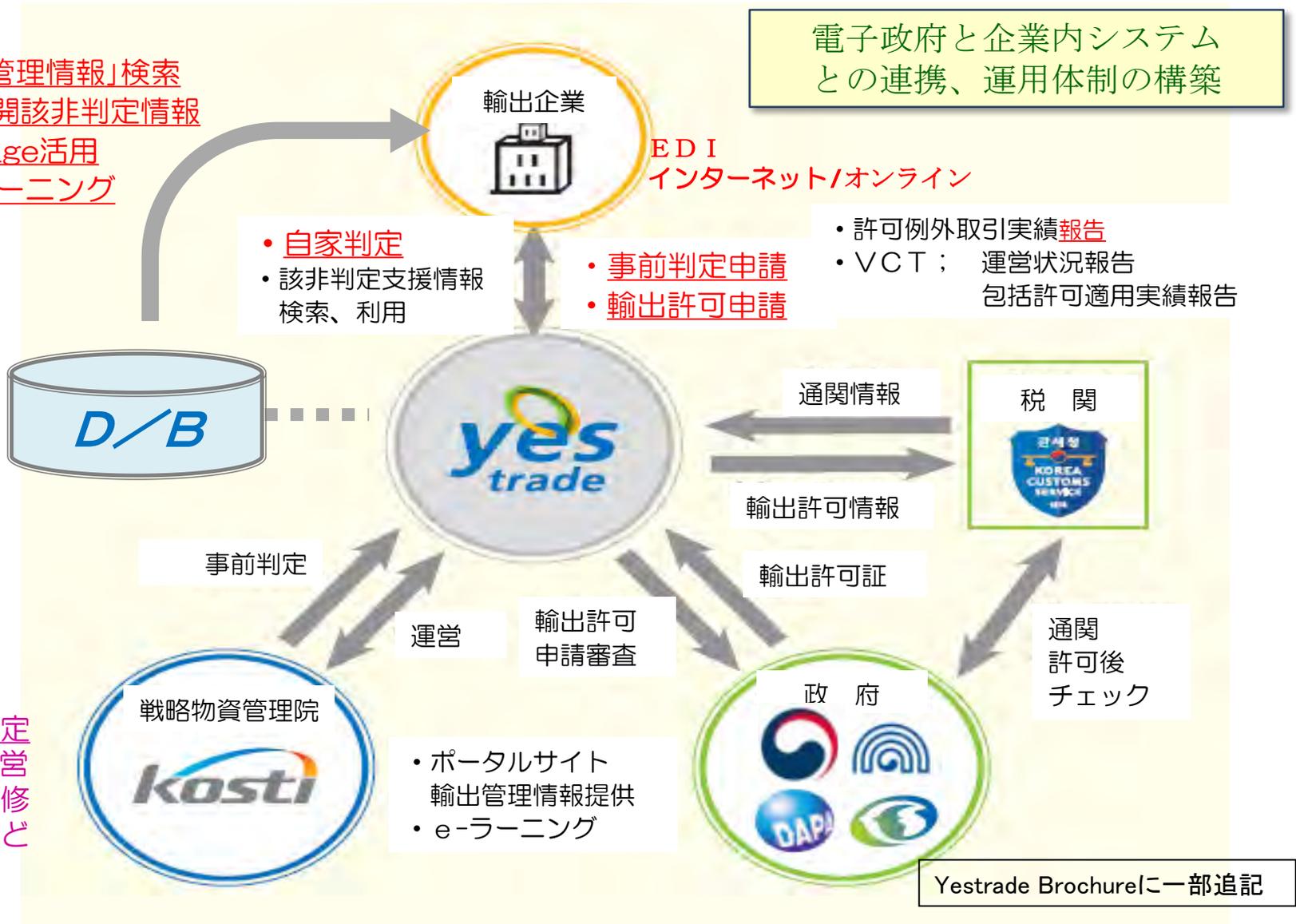
2014改正以前のものも一部含む

- 定義の整備/明確化；輸出管理における“輸出”の定義など
- 許可/承認の原則明示；レジーム別輸出許可の指針、審査、処理
CP等級評価基準、各種様式の設置
- 個別の制度運営体制；制度の運営だけでなく、維持体制(意見や意義
申し立て、是正など信頼性確保対策など)も整備
- 輸出管理制度全体の運営体制；
 - 書類の保管義務；保管すべき書類、保管年限(5年)
 - 資料の公開；該非判定情報の公開項目
 - 違反行為者及び制限内容の公告；
行政制裁者に対する扱いの基準設定(点数評価)
 - 報告、検査(具体的内容)
 - 教育命令
 - 自主申告；自主申告書様式、許可機関長による斟酌、再発防止計画書
 - 告示の解釈；意味を明確にする必要がある場合、英文を補助的に活用可能

戦略物資輸出管理情報システム《YesTrade》

- 「輸出管理情報」検索
ex. 公開該非判定情報
- My Page活用
- e-ラーニング

電子政府と企業内システムとの連携、運用体制の構築



- **自家判定**
- 該非判定支援情報検索、利用

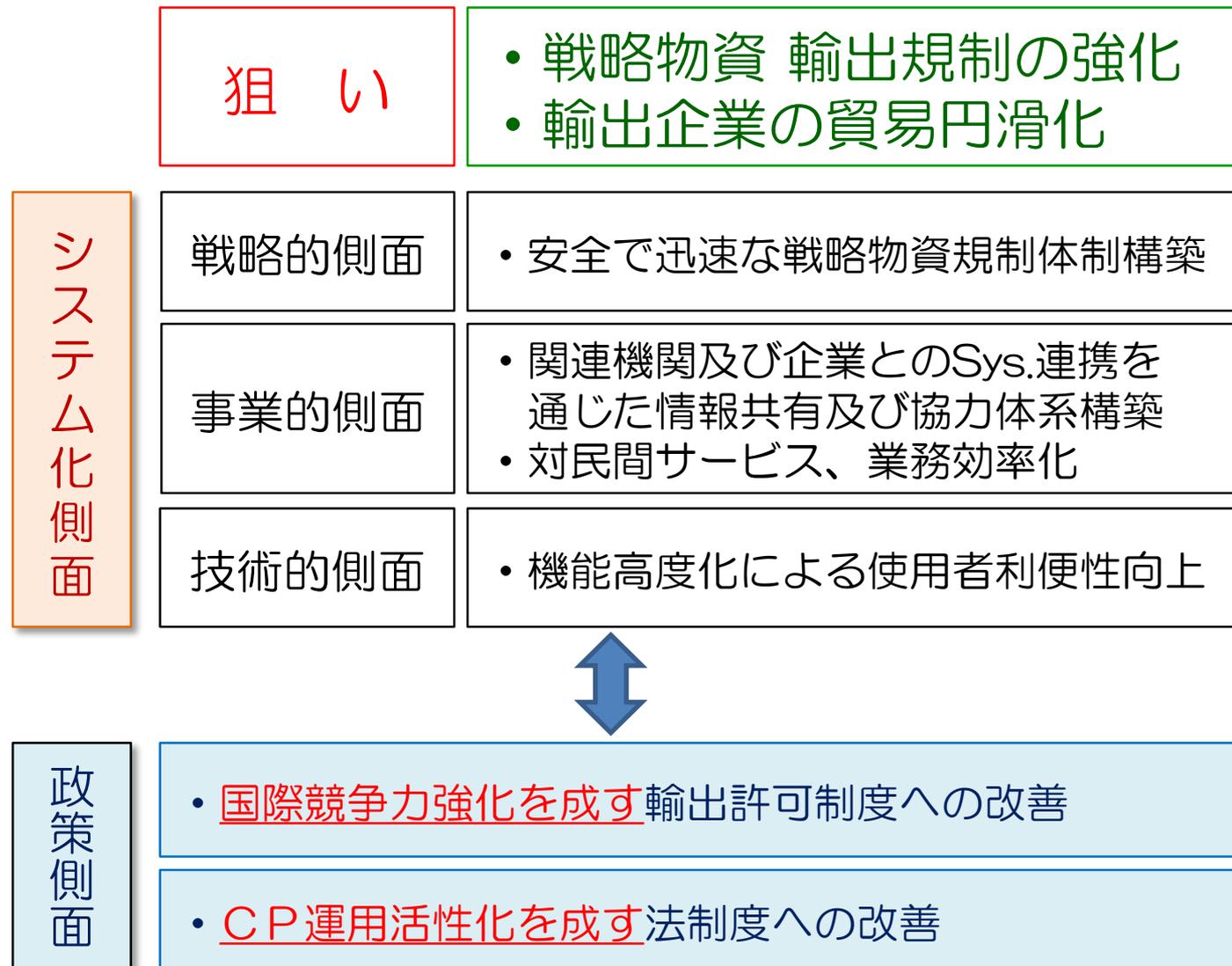
- **事前判定申請**
- **輸出許可申請**

- 許可例外取引実績報告
- VCT ; 運営状況報告
包括許可適用実績報告

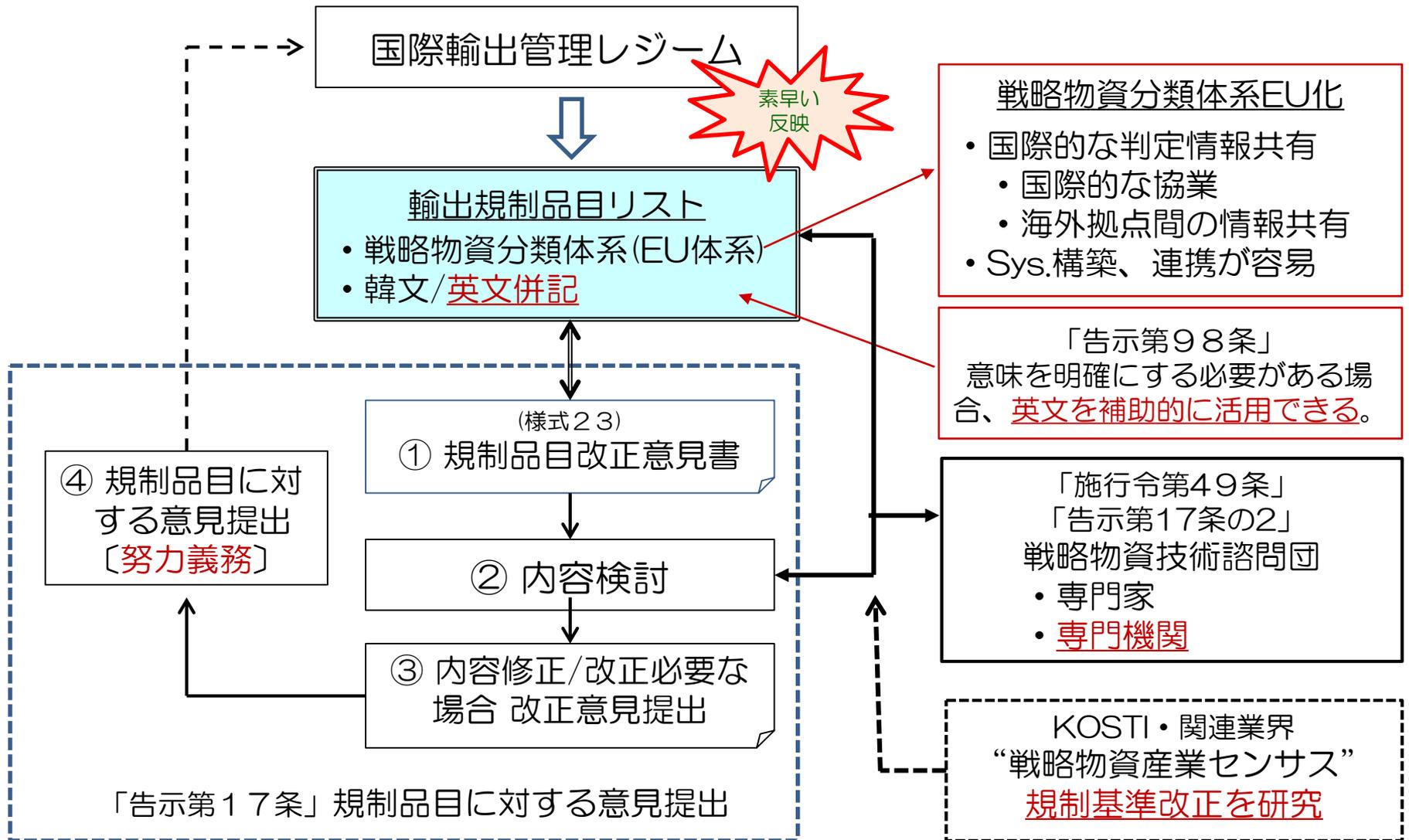
- 支援機関
- 該非判定
 - Sys.運営
 - 教育研修
 - 広報など

Yestrade Brochureに一部追記

戦略物資輸出入管理情報Sys.(YesTrade)



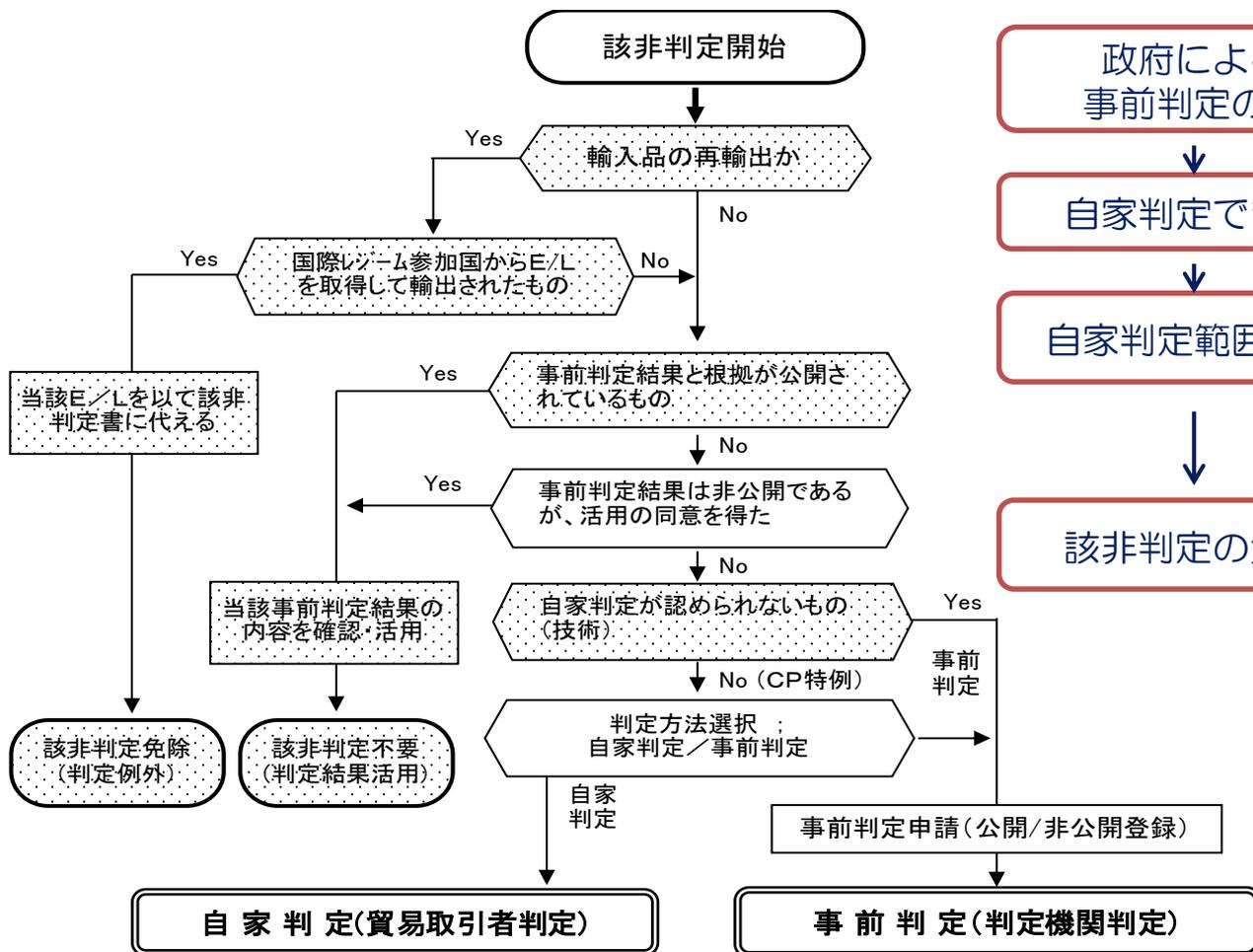
規制対象の明確化ー規制品目リストの管理



該非判定制度 (自家判定 (Self-Classification) / 事前判定 (Classification request))

- 該非判定は、
- ① 該非判定要否 (判定免除) の確認、
 - ② 判定方法 (自家判定 / 事前判定) の選択、
 - ③ 判定方法に則った手続きの実施

該非判定免除適用の可否確認と判定方法選択手続きフロー



政府主導から民間主導へ

政府による
事前判定のみ

自家判定できる

自家判定範囲拡大

該非判定の免除

- 制度新設
- Sys.構築

- 信頼性up対策
- Sys.高度化
- CP等級 (判定能力up)

- 合理化
- 該非公開制
- 輸出国のE/L 利用

- 信頼性up対策(2)
- 必須教育履行者に判定権限付与など

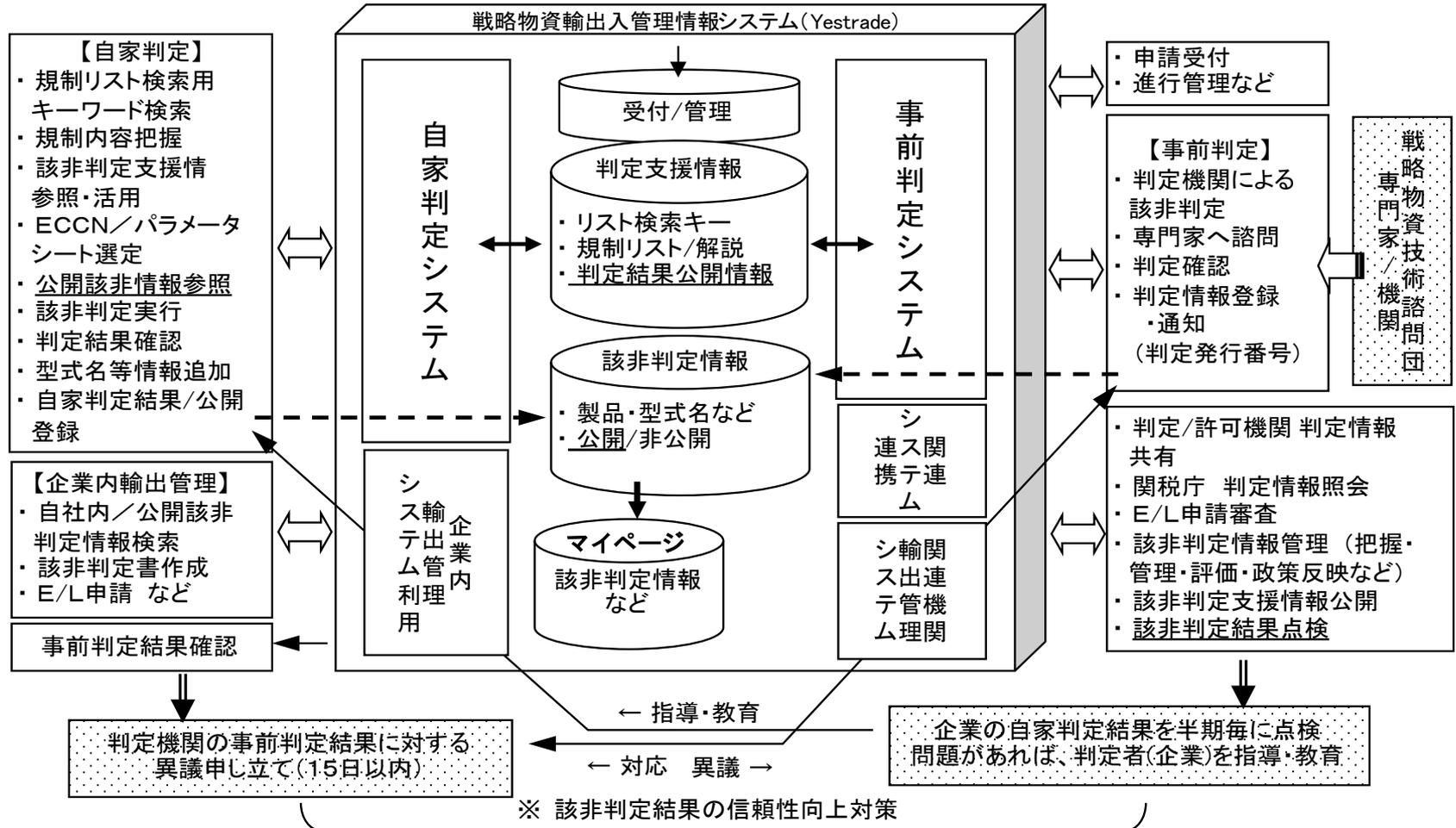
該非判定及び関連制度運営全体概要

〔国内外、国際輸出管理レジームで効用性を認められる優秀サービス〕

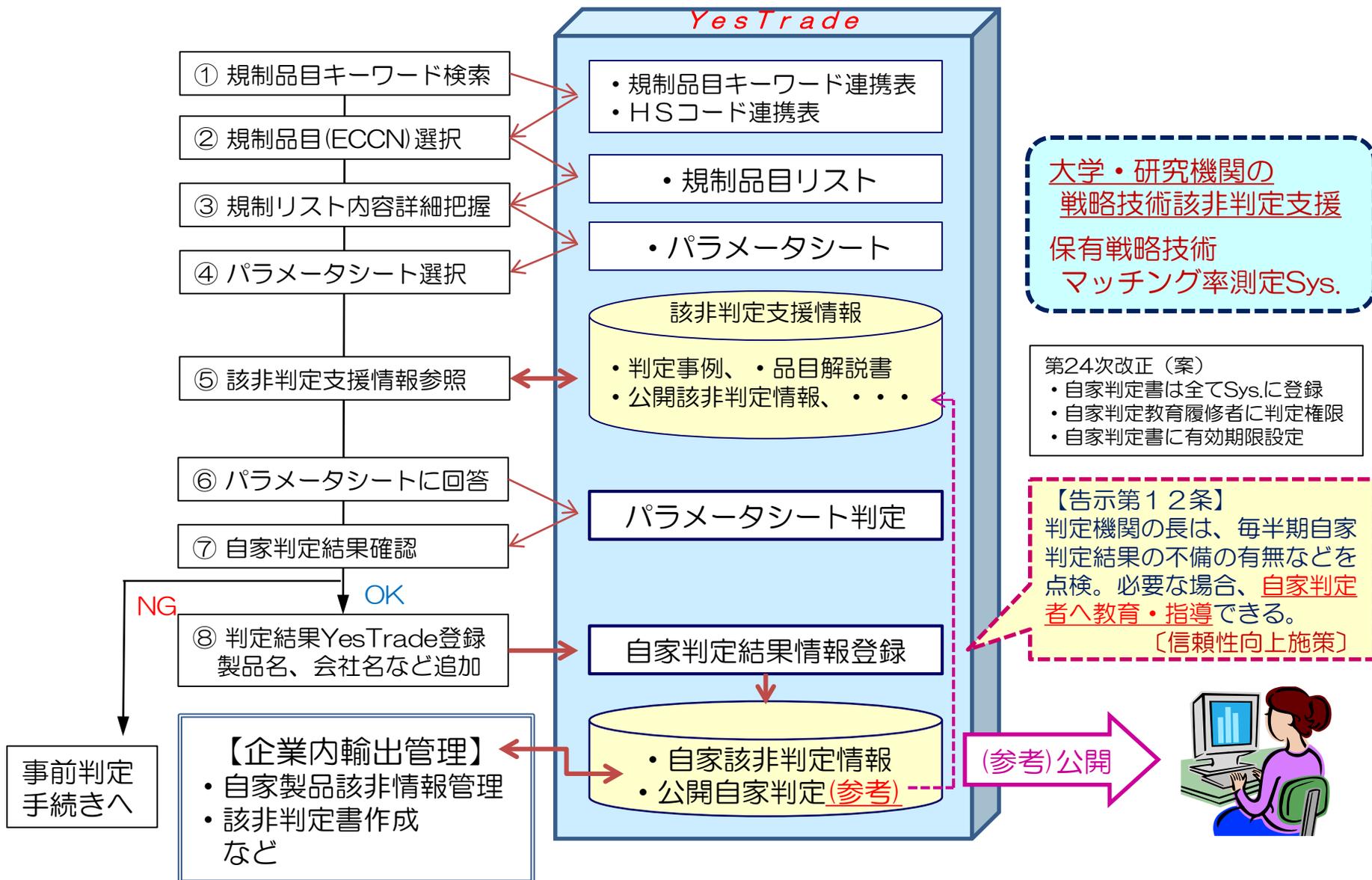
該非判定(自家判定/事前判定)、判定結果の活用、判定結果の信頼性向上対策

自家判定(貿易取引者判定)

事前判定(判定機関判定)

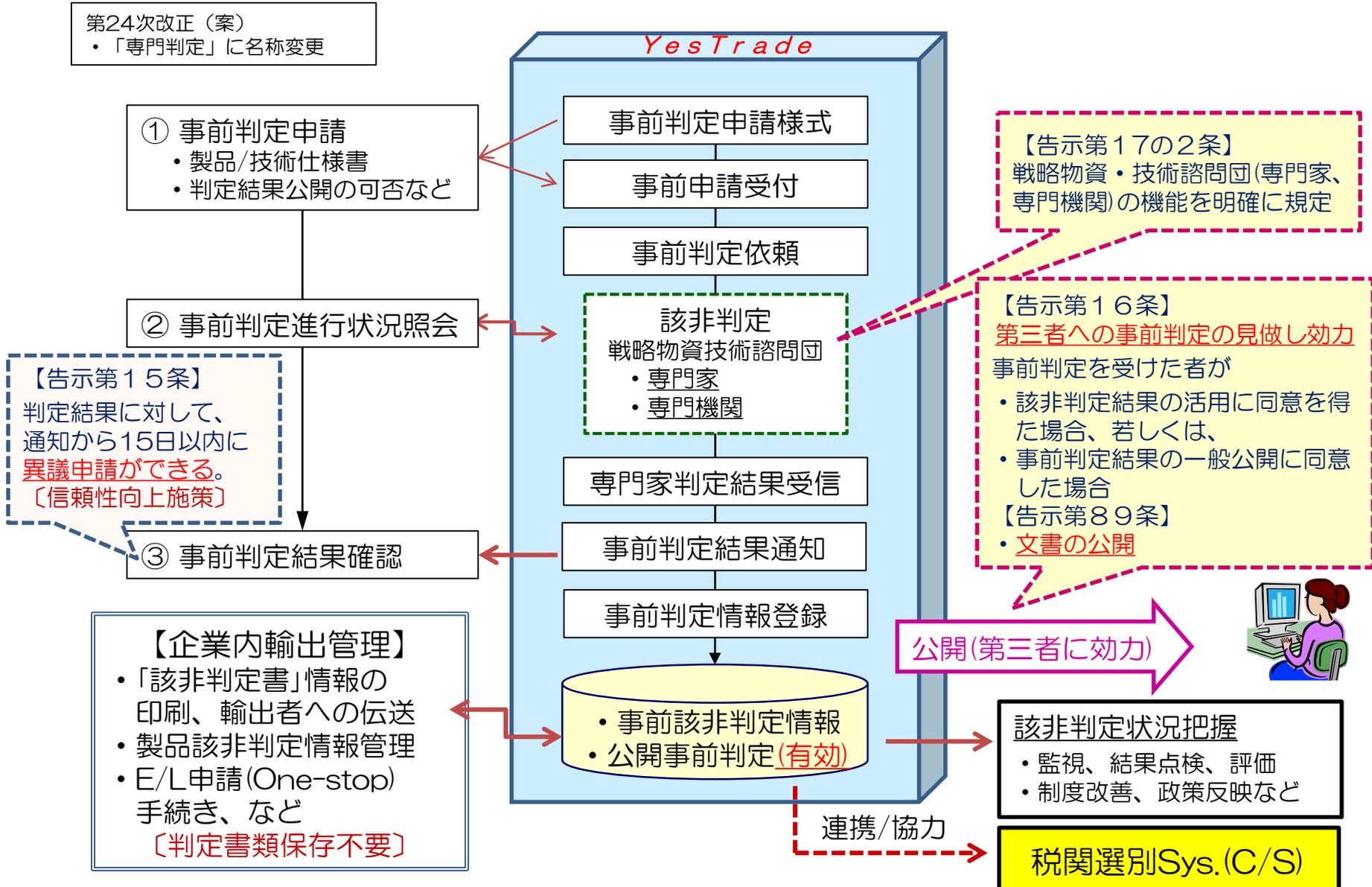


自家判定手続と情報共有、信頼性向上措置



事前判定手続と情報共有・連携、信頼性向上措置

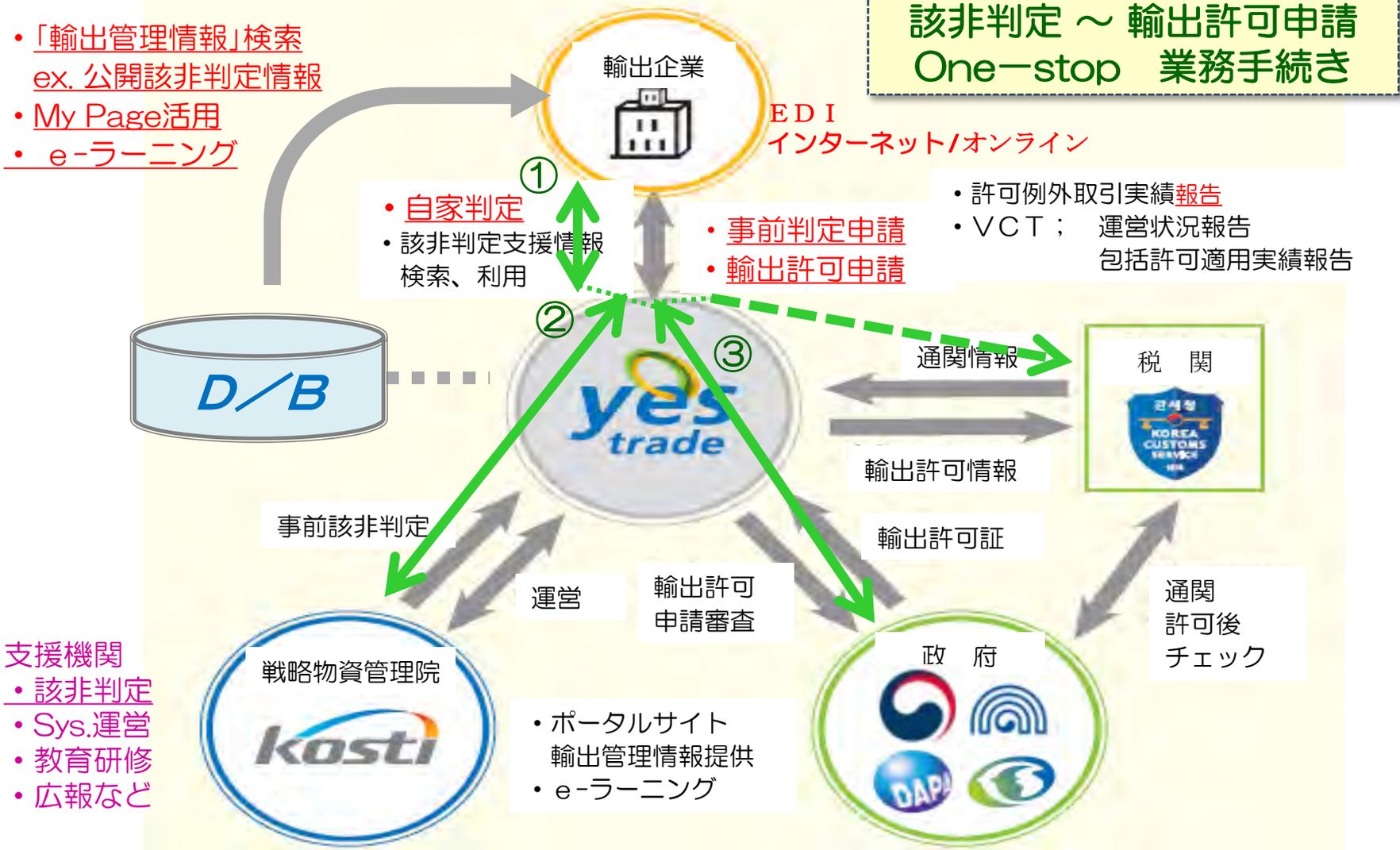
第24次改正（案）
 ・「専門判定」に名称変更



戦略物資輸出管理情報システム《Yestrade》

- 「輸出管理情報」検索
ex. 公開該非判定情報
- My Page活用
- e-ラーニング

該非判定 ~ 輸出許可申請
One-stop 業務手続き



- 支援機関
- 該非判定
 - Sys.運営
 - 教育研修
 - 広報など

自家判定/事前判定Sys.利用状況

■ 自家判定	‘15	←	‘11
	34,485件		8,614件
	4,361社		816社
■ 事前判定	‘15	←	‘11
	15,680件		4,108件
	1,775社		

分野別内訳：

加工設備・機械	30%
コンピュータ・情報通信	22%
素材	14%

「2016貿易安保の日－輸出管理成果報告」から

自律遵守貿易取引者等級制(CP等級制)

直接的なインパクト：“戦略技術の移転規制”本格的導入

技術移転が持つ特殊性；発生元は現場が多い、移転形態/方法が多様、発生頻度が多い、事案発生～移転まで短時間など

技術移転の特殊性への対応には、移転元における裁量権の範囲拡大が必要

既存の政府主導輸出規制から企業等の自律管理に転換が必要

企業等の輸出取引者に戦略技術等の輸出管理自律遵守体制の構築が必要

企業等の戦略物資輸出管理の履行能力に応じて裁量権(等級別恩恵)付与

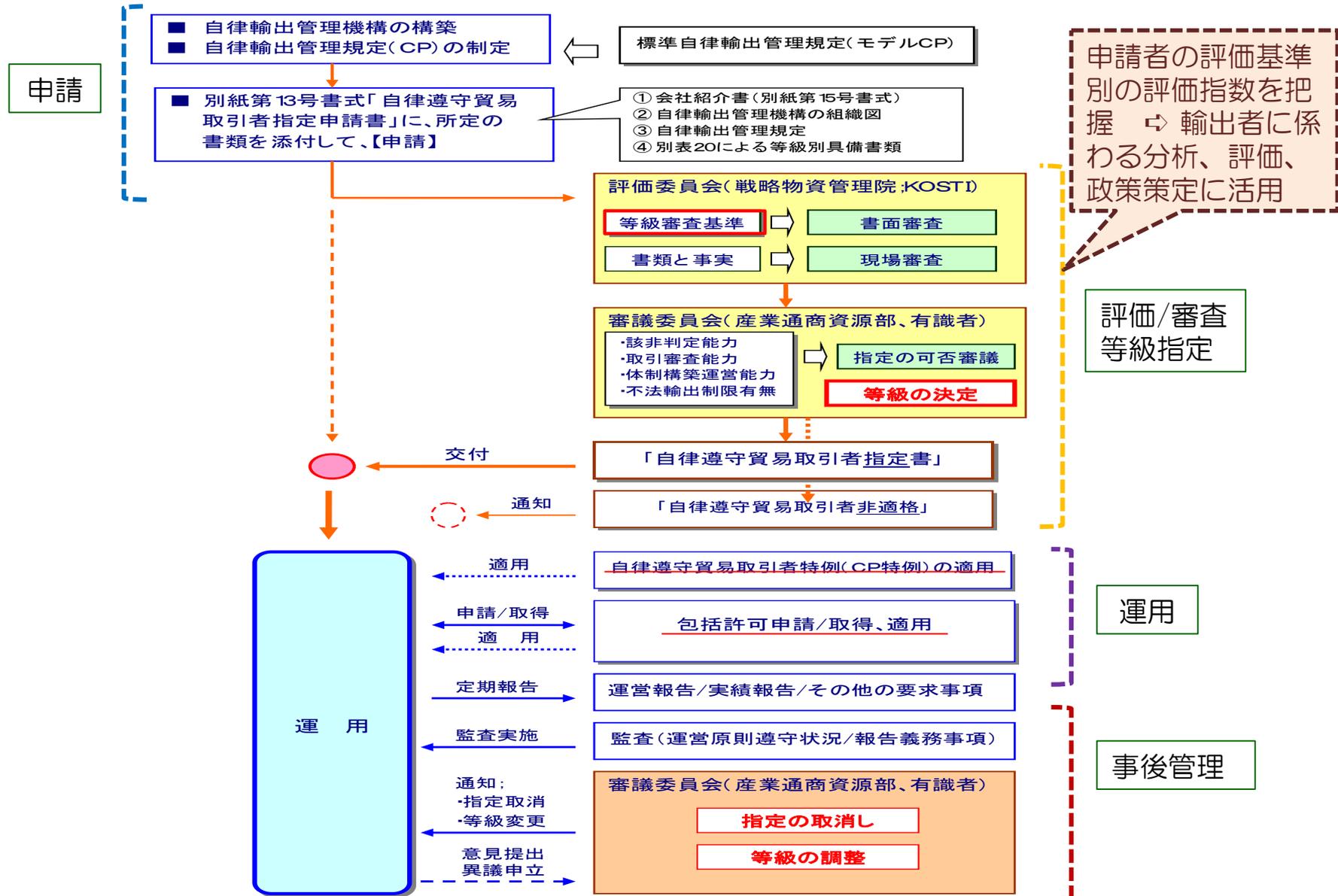
CP等級制の新設

「CP等級評価基準」、評価/審査委員会設置

CP企業等事後管理の強化策(監査、審査)

A等級	CP要件中の必須要件のみ備えている
AA等級	CP要件を備えている
AAA等級	CP要件の他、優秀事例の有無等総合的に考慮(AA1年以上)

自律遵守貿易取引者等級制の申請・指定と運用の仕組み



自律遵守貿易取引者特例(CP特例) 個別輸出許可の例

区分	C P 特 例		等級			
			A	AA	AAA	
個別輸出許可	『イ』地域(ホワイト国)		審査免除	審査免除	審査免除	
	『ロ』地域(非ホワイト国)		—	—	書類免除	
	同一輸出品目(同一HS番号、同一規制番号)を同一最終使用者へ輸出した実績がある場合		書類免除	書類免除	書類免除	
	最終使用者が次の何れか該当するとき (但し、再販売又は再輸出を目的に輸入する場合は除く)	1. 輸出者の最大株主 2. 輸出者の海外本店 3. 輸出者が最大株主である外国の現地法人(輸出者が外国為替取引法第3条第18号による海外直接投資をした法人に限る)	『イ』地域	許可免除	許可免除 親会社と同じ海外法人含む	許可免除 親会社と同じ海外法人含む
		4. 輸出者の海外支店(但し、輸出者が本店)	『ロ』地域	書類免除	書類免除	審査免除 親会社と同じ海外法人含む
	暗号化品目(規制番号5A002.a.1,5B002,5D002,技術を除く)を、最終使用用途が内部システムの構築・運用用途、或は民需用製品の開発・生産用途で輸出する時、最終使用者の最大株主が韓国法人の民間企業の場合			許可免除	許可免除	許可免除
	『ロ』地域の個別輸出許可処理期間 * 所管体制加入国へ同一物資を輸出する時			15日 (* 10日)	10日	5日
	契約締結なしに別表5(許可機関別の所管品目)で定めた産業通商資源部長官の許可対象技術を輸出する場合、許可免除(但し、実績報告時に技術輸出内訳を報告)			—	○	○
	暗号機能が主要機能あるいは機能群を支援するための用途でだけ限定されて、公開されたり、商用化された暗号化標準を実現して情報を送受信して保存する民需用ソフトウェアのうち民間企業の運営効率化および販促支援用途、モバイル端末用途である場合、許可免除			—	—	○
	サービスプログラムをクラウド コンピューティング環境に設置して、最終使用者がサービス プログラム利用のために設置するソフトウェアが別表2 第5部 第2章注3による例外条項を満足する場合、サービス プログラムに対する許可免除			—	—	○
許可免除に対する輸出取引報告			7日	7日	年間	

CP取引者等級指定の状況/日系関連会社への支援

- ‘14 制度導入初回のCP取引者指定；29社
内、財閥系 9社、外資系 13社（内、日系 AA、AAA各2社）

※ CISTEC海外法制度分科会アジアWG韓国グループが、関連法令と「CP等級審査基準」等を和訳/提供、勉強会開催（41社参加）、日系企業の新制度への移行及び、新規申請子会社指導を支援

- ‘16.8現在のCP取引者
（‘13；213社）＋（新規指定；24社）－（指定解除；79社）＝158社

区分（‘16.8現在）		A	AA	AAA	計
製造業	大企業	7	19	5	31
	中小企業	25	60	4	89
物流商社	大企業	5	6	2	13
	中小企業	8	15	1	24
大学・研究機関			1		1
計		45	101	12	158

海外ビジネス支援／企業防衛（事例）

- 原子力P/Sの輸出拡大支援〔UAE原子力P/S案件の日・韓受注競争時〕
 - 2009 原子力専用品輸出許可指針改正、インドへの輸出可能化
 - 2010 原子力P/S輸出拡大基盤造成事業、受注支援
 - 2014 「原子力プラント技術輸出許可」新設 → 事業期間中許可
- UNイラン制裁への対応 — 対イラン取引企業(約2,300社)保護
 - 2010 決議1929対応 — 非禁止確認書照会オンラインSys.構築
 - 2016 決議2231イラン制裁解除対応
 - 輸出懸念国からイラン削除、
 - 安保理事前承認対象戦略物資の輸出許可指針(手続き)制定
- 自国企業のビジネス上のハンディ解消（例）
 - 暗号品目で、ビジネス上のハンディを負わないと、米EAR独自の暗号特例に追従して導入
- 技術移転に対する許可免除(許可例外)の範囲は非常に大きい

韓国の対外、国際的な輸出管理活動(事例)

“国際社会は韓国に、輸出管理主導国としての役割を期待”

2009；YesTradeを海外普及活動開始 ▶ 戦略物資分類体系EU準拠開始
韓国の管理先進事例を国際的に広報して、国内外関連業者の海外進出を支援するための努力

2010；韓-EU基本協約協定、韓-米産業協力委員会などと連携開始
HSコードの連携率向上対策、韓国の輸出管理制度セミナー開催など

【最近の活動】

- STN(Asia-Pacific Strategic Trade Exporters Network)に参加
米と共同アウトリーチ協力
- モンゴル、マレーシア、カザフスタン、タイなどに韓アウトリーチ実施、
MOUを締結し(制度運営方案及び支援事業、Sys.交流など)を推進。
タイはYesTradeを導入
- 国際該非判定セミナー開催
- UN1540 Conferenceに参加 2016にソウルで開催
- 「戦略物資週間」→「貿易安保の日」▶ 国際会議レベルに発展

- AG、次回臨時実施会合('18/2or3); 韓国で開催する方向

北朝鮮との取引規制

法律「南北交流協力に関する法律(略称；南北交流協法力)」により規制

第1条(目的)

南北間の交流と協力を促進する為に必要な事項を規定することによって朝鮮半島の平和と統一に尽くす。

第3条(他の法律との関係)

南北の往来、交易、協力事業及び通信役務の提供など南北の相互交流と協力を目的とする行為に対しては、この法律の目的範囲で他の法律に優先してこの法を適用する。

第12条(南北間取引の原則)

南北間の取引は、国家間の取引ではない民族内部の取引と見る。

第13条(搬出・搬入の承認)

物品等を搬出・搬入しようとする者は、大統領令に定めるところにより、物品等の品目、取引形態、代金決済方法などに関して統一部長官の承認を得なければならない。

第26条(他の法律の準用)

交易に関してこの法に特に規定されない事項に対しては、大統領に定めるところにより「対外貿易法」等貿易に関する法律を準用する。

〔施行令〕 第41条(他の法律の準用)

「対外貿易法」等関係法律の目的を達成して南北交流協力を促進するために必要な範囲で当該法律を準用する。

親会社から子会社への輸出管理指導・支援

〔数社へのヒヤリング結果から〕

■ 韓国の親会社から日本の子会社に対して

- 韓国の親会社からの輸出管理指導・支援は殆ど行われていない。
(日本国内所在の子会社については、指導の必要性は低いとみている。)
- 親子の業務関係では、該非判定に係わる戦略物資分類体系(EU準拠)で実施
- 親子間(Gr内Global)輸出管理Sys.による該非判定等輸出管理情報共有されているケースも多い。
- 外資系会社としては、親会社包括許可の新設を希望

■ 日本の親会社から韓国の子会社に対して

- 指導/支援の実施状況には、会社設立時期などの相違等によりマチマチであったが、韓国所在だからという特別さは殆ど無かった。
- 現地子会社の輸出管理関係者の意識/知識については、必要な程度のものであると判断されている会社が多かった。
- 日常業務の最多は該非情報の提供・共有で、EU準拠分類番号対応中
- リスト改正のタイミングのずれに由り、該非情報の共有に支障あり
- 指導/支援をする上で、現地の輸出管理情報を適時・適切且つ容易に入手したい/出来ると助かる。

今後の計画

「2016貿易安保の日－輸出管理成果報告」から

輸出管理分野先導国の地位に見合う先進基盤を創ります。

- 利用者便宜のための実質的で体系化されたSys.構築
- 安全貿易のための正確・高信頼あるサービス提供
- 国際輸出管理社会で積極的な協力を通じた共助体制構築

韓国が、次に目指す政策は？

「2017貿易安保の日(9/19~20開催)」で、何を語った？



「2017貿易安保の日」のポスター

タイトル

- 貿易は安全に、安保は丈夫に（直訳）
- Trade and Security 2017